

A1 個人の診療所の院長交代は、医療法上は開設者の交代、税務上は事業主の交代となります。承継後の所得は子の事業所得となり、親は承継後も診療を継続するならば、子から給与を受け取ることができます。

(1) 診療所の開設者は事業主である

個人診療所を開設する場合は、医療法において開設者及び管理医師の届出をする必要があります。診療所の最高責任者である院長が交代するということは、医療法上の開設者及び管理医師が交代することになります。実務上は、親は「診療所の廃止届書」を、子は「診療所の開設届出書」を提出することになります。

また、税務上の事業主は開設者となっており、開設者の交代と同時に所得税法上の事業主も交代することになります。つまり、院長交代後は診療所の事業主は子となり、課税上の所得は子に帰属することになります。

(2) 院長交代の時期

(ア) 長年、地域医療活動を続けてこられた現院長の地域の患者様・医師会等の信頼は厚いものがあると思います。それゆえ後継者である子に対する地域の信頼を確たるものにするまで、現院長は院長のポストで、対外的にも頑張ってください、後継者には当初勤務医として数年をかけて診療の主導権を移行していく方法がいいのではないかと思います。そのためにも事業承継については十分検討するために早い段階から取り組むことがポイントです。

(イ) また収益性の高い診療所の場合は、できるだけ早く後継者である子に経営の実権を名実ともに譲り、子が開設者(=事業主)となり、父親の相続財産が毎年積み上がっていくことを防ぎ、相続税の課税対象資産が増えないようにすることも必要です。そのためには事業承継後の時間に余裕があればあるほど有利になります。

(3) 前院長が、そのまま診療を続ける場合

院長を子に交代した後においても、前院長が勤務医として診療を続けることは可能です。

(ア) 後継者と同一生計の場合

事業承継後に前院長(親)が新院長(子)から勤務医として給与を受け取る場合、親と子が同一生計のときは、原則としてその給与は子の事業所得の計算上必要経費にはなりません。ただし、子が青色申告書で確定申告書を提出し、青色事業専従者給与に関する届出書を提出している場合に限り、届け出た金額の範囲内で勤務医としての役務の提供に対し、支払った適正な給与は必要経費に算入することができます。(所法56、57)

(イ) 後継者と別生計の場合

前院長と新院長が別生計の場合には、前院長が勤務医として給与の支給を受

けたときは、第三者である医師と同様とされ、税務上同じ取扱いがされることとなります。つまり、第三者である医師に支払うのと同様、役務の対価に相当する金額である場合には、その給与支給額は新院長の事業所得の計算上必要経費となります。